

飯舘村長泥地区における取組

概要

飯舘村からの要望を受け、飯舘村と環境省が協力して実証事業を行い、環境再生に取り組む。
具体的な内容は、今後検討していく。

経緯

平成29年11月13日 飯舘村長泥行政区にて臨時総会の議決内容を報告
14日 飯舘村議会 全員協議会 了承
20日 環境省に対し、環境再生事業の実施を要望



平成29年11月22日 飯舘村、同村長泥行政区、環境省で以下の合意事項を確認

- ▶ 環境省及び飯舘村は、今後、長泥地区における除去土壌の再生利用を含む環境再生事業を通じて、長泥地区の復興のみならず、飯舘村、福島県の復興に貢献する。
- ▶ 環境省、飯舘村及び長泥行政区が連携して、有識者の意見を踏まえ、安全・安心に十分配慮しながら、実証事業に着手する。

当面の対応

- 環境省は、安全・安心に配慮して事業を進めるため、飯舘村内の除去土壌の状態、造成した土地の利用方法等を踏まえ、有識者による検討会において、再生利用の方法について検討する。
- 環境省は、除去土壌の資材化及び再生資材を利用することについて、まず実証事業を行い、安全性を確認する。実証事業の具体的な内容等について、今後、飯舘村及び長泥行政区ならびに関係機関と調整を進める。